

## 令和2年度自殺予防広報等業務委託仕様書

### 1. 業務名

「令和2年度自殺予防広報等業務委託」

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

### 3. 事業の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られていることから、悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、相談窓口等の普及啓発を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことを目的とする。

### 4. 委託料

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

### 5. 業務委託の内容

上記3に掲げる業務目的を達成するため、下記（1）～（4）について、自殺対策強化月間（3月）等にあわせ、啓発対象に応じた内容、媒体、場所等を考慮し、広報啓発を実施すること。

- （1）各種相談窓口
- （2）自殺の現状
- （3）自殺対策に関する取り組み
- （4）その他業者提案内容

### 6. 事業報告

#### （1）成果物の提出

全ての成果物については、電子媒体により保存用2部を動画・音声・画像データで提出すること。なお、第2次沖縄県自殺総合対策行動計画については、現物で提出すること。

#### （2）報告書の提出

事業報告は事業実績が容易に把握できるよう、図、写真、グラフ等を用いて作成し、保存用4部を紙（A4、カラー印刷）で提出すること。

## 7. 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全ての履行を一括又は分割して第三者に委任、又は請負わせることができない。

また、契約金額の大半にあたる業務のほか、委託業務の成否に密接に関わる以下の業務（以下、「契約の主たる部分」）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事業があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

#### ○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指揮監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることができる業務の範囲は以下のとおりとする。

#### ○再委託により履行することができる業務の範囲

テレビ番組等メディアの撮影・編集・放送など、メディアを活用した広報啓発の取組等で、必要性の認められるもの

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

また、承認を得る際は、再委託契約の相手方が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でない旨の誓約書を県へ提出しなければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

#### ○簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計